【経営資料】

Ⅰ　決算の状況

１．貸借対照表

（単位：千円）

科　　目	令和２年度 （令和3年3月31日）	令和３年度 （令和4年3月31日）
（　資　産　の　部　）		
１　信用事業資産	25,302,242	48,464,138
(1) 現金	175,690	295,390
(2) 預金	21,993,470	43,522,491
系統預金	21,993,470	43,522,491
系統外預金	－	－
(3) 貸出金	3,140,218	4,661,334
証書貸付金	2,618,811	3,847,827
当座貸越	69,406	161,507
金融機関貸付	452,000	652,000
(4) その他の信用事業資産	12,208	20,560
未収収益	9,905	16,604
その他の資産	2,302	3,956
(5) 貸倒引当金	△ 19,345	△ 35,638
２　共済事業資産	368	461
(1) 共済貸付金	－	340
(2) 共済未収利息	－	－
(3) その他の共済事業資産	368	121
(4) 貸倒引当金	－	－
３　経済事業資産	417,316	736,012
(1) 経済事業未収金	182,706	351,676
(2) 経済受託債権	－	－
(3) 棚卸資産	181,675	298,768
購買品	135,500	261,527
その他の棚卸資産	46,174	37,240
(4) その他の経済事業資産	67,313	111,940
(5) 貸倒引当金	△ 14,378	△ 26,371
４　雑資産	59,709	129,239
５　固定資産	1,259,876	1,965,045
(1) 有形固定資産	1,235,076	1,897,306
建物	1,430,316	2,240,219
機械装置	605,511	786,728
土地	510,688	943,549
リース資産	－	5,846
その他有形固定資産	250,733	642,324
減価償却累計額	△ 1,562,174	△ 2,721,361
(2) 無形固定資産	24,800	67,738
６　外部出資	1,876,962	3,309,448
(1) 外部出資	1,876,962	3,309,448
系統出資	1,847,332	3,205,536
系統外出資	29,630	103,911
７　前払年金費用	28,305	－
８　繰延税金資産	6,589	17,937
資産の部合計	28,951,369	54,622,282

（単位：千円）

科　　目	令和２年度 （令和3年3月31日）	令和３年度 （令和4年3月31日）
（負債の部）		
１　信用事業負債	25,914,255	49,507,162
(1) 貯金	25,860,592	49,460,159
(2) その他の信用事業負債	53,663	47,002
未払費用	11,605	11,525
その他の負債	42,058	35,477
２　共済事業負債	65,425	141,245
(1) 共済借入金	－	－
(2) 共済資金	27,878	69,868
(3) 共済未払利息	－	－
(4) 未経過共済付加収入	37,547	71,376
(5) その他の共済事業負債		
３　経済事業負債	166,040	358,464
(1) 経済事業未払金	161,382	348,020
(2) 経済受託債務	－	－
(3) その他の経済事業負債	4,657	10,443
４　雑負債	38,994	88,802
(1) 未払法人税等	530	530
(2) リース債務	－	5,493
(3) 資産除去債務	－	5,944
(4) その他の負債	38,464	76,834
５　諸引当金	15,376	46,499
(1) 賞与引当金	15,376	16,950
(2) 退職給付引当金	－	26,429
(3) 役員退職慰労引当金		3,120
６　再評価に係る繰延税金負債	66,369	144,085
負債の部合計	26,266,462	50,286,259
（純資産の部）		
１　組合員資本	2,516,926	4,002,686
(1) 出資金	245,680	824,125
(2) 利益剰余金	2,272,739	3,200,785
利益準備金	525,000	1,002,843
その他利益剰余金	1,747,739	2,197,941
肥料協同購入積立金	605	1,162
情報システム基盤強化積立金	70,000	70,000
葬祭施設改修積立金	45,000	45,000
ガソリンスタンド施設更新積立金	115,000	115,000
ライスセンター施設改修積立金	190,000	190,000
育苗施設取得積立金	125,000	125,000
集出荷施設取得積立金	115,000	115,000
経営安定対策積立金	75,000	143,000
特別積立金	620,000	883,075
当期未処分剰余金	392,133	510,703
（うち当期剰余金）	(36,013)	(△44,835)
(3) 処分未済持分	△ 1,493	△ 22,224
２　評価・換算差額等	167,980	333,336
(1) 土地再評価差額金	167,980	333,336
純資産の部合計	2,684,907	4,336,022
負債及び純資産の部合計	28,951,369	54,622,282

２．損益計算書

（単位：千円）

科　　目	令和２年度 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）	令和３年度 （自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）
1　事業総利益	474,386	758,429
(1) 信用事業収益	144,278	268,602
資金運用収益	138,604	254,794
（うち預金利息）	(93,687)	(178,260)
（うち貸出金利息）	(22,359)	(41,754)
（うちその他受入利息）	(22,557)	(34,779)
役務取引等収益	4,521	9,256
その他経常収益	1,152	4,550
(2) 信用事業費用	31,577	43,650
資金調達費用	17,476	20,197
（うち貯金利息）	(17,299)	(19,992)
（うち給付補填備金繰入）	(35)	(37)
（うち借入金利息）	(140)	(6)
（うちその他支払利息）	(0)	(160)
役務取引等費用	1,416	3,069
その他経常費用	12,684	20,383
（うち貸倒引当金繰入額）	(2,009)	－
（うち貸倒引当金戻入益）	－	(△ 1,705)
（うち貸出金償却）	－	(521)
信用事業総利益	112,701	224,951
(3) 共済事業収益	109,640	202,642
共済付加収入	104,795	193,697
共済貸付金利息		
その他の収益	4,844	8,944
(4) 共済事業費用	8,938	12,099
共済借入金利息	－	－
共済推進費	3,624	1,838
その他の費用	5,314	10,261
共済事業総利益	100,701	190,542
(5) 購買事業収益	718,537	990,194
購買品供給高	716,153	979,410
購買手数料	－	7,627
その他の収益	2,383	3,156
(6) 購買事業費用	614,785	877,154
購買品供給原価	607,642	861,983
購買品供給費	2,218	2,338
その他の費用	4,924	12,831
（うち貸倒引当金繰入額）	－	(4,826)
（うち貸倒引当金戻入益）	(△ 3,788)	－
購買事業総利益	103,751	113,040
(7) 販売事業収益	339,628	371,610
販売品販売高	275,141	284,657
販売手数料	48,141	64,016
その他の収益	16,345	22,935
(8) 販売事業費用	262,700	285,129
販売品販売原価	245,831	256,339
販売費	1,002	1,229
その他の費用	15,865	27,560
（うち貸倒引当金繰入額）	(3)	－
（うち貸倒引当金戻入益）	－	(△ 1085)
販売事業総利益	76,928	86,480
(9) 保管事業収益	2,221	2,815
(10) 保管事業費用	2,048	2,933
保管事業総利益	172	△ 117

科　　目	令和２年度 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）	令和３年度 （自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）
(11) 利用事業収益	194,789	442,033
(12) 利用事業費用	116,516	300,755
（うち貸倒引当金繰入額）	(568)	(2,411)
利用事業総利益	78,273	141,277
(13) 指導事業収入	1,476	5,356
(14) 指導事業支出	1,737	3,100
指導事業収支差額	△ 261	2,255
２ 事業管理費	466,982	810,236
(1) 人件費	304,793	535,520
(2) 業務費	38,265	61,715
(3) 諸税負担金	9,542	20,763
(4) 施設費	110,797	181,675
(5) その他事業管理費	3,584	10,561
事　業　利　益	7,403	△ 51,806
３ 事業外収益	29,922	47,879
(1) 受取出資配当金	22,764	39,154
(2) 賃貸料	－	1,957
(3) 雑収入	7,157	6,767
４ 事業外費用	1,372	2,629
(1) 寄付金	329	290
(2) 雑損失	1,042	2,339
経　常　利　益	35,953	△ 6,556
５ 特別利益	3,222	14,440
(1) 固定資産処分益	653	852
(2) 一般補助金	2,569	13,588
６ 特別損失	5,069	69,447
(1) 固定資産処分損	2,500	10,448
(2) 固定資産圧縮損	2,569	13,588
(3) 減損損失	－	45,411
税引前当期利益	34,107	△ 61,564
法人税・住民税及び事業税	530	530
法人税等調整額	△ 2,435	△ 17,259
法人税等合計	△ 1,905	△ 16,729
当期剰余金	36,013	△ 44,835
当期首繰越剰余金	356,120	519,885
土地再評価差額金取崩額	－	35,653
当期未処分剰余金	392,133	510,703

３．キャッシュ・フロー計算書

（単位：千円）

科　　目	Ｒ２年度 （自　令和2年4月1日 至　令和3年3月31日）	Ｒ３年度 （自　令和3年4月1日 至　令和4年3月31日）
１　事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	34,107	△ 61,565
減価償却費	69,692	96,654
減損損失		45,412
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 4,449	367
賞与引当金の増減額（△は減少）	△ 4,422	△ 6,018
退職給付引当金の増減額（△は減少）	－	△ 46,079
前払年金費用の増減額（△は減少）	20	28,305
役員退職慰労引当金の増加額	△ 19,055	3,120
信用事業資金運用収益	△ 138,604	△ 254,794
信用事業資金調達費用	17,476	20,197
共済貸付金利息		
共済借入金利息		
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 22,765	△ 39,154
支払雑利息	－	－
有価証券関係損益（△は益）	－	－
固定資産売却損益（△は益）	△ 654	△ 852
固定資産処分損益（△は益）	△ 2,500	10,448
外部出資関係損益		
（信用事業活動による資産及び負債の増減）		
貸出金の純増（△）減	△ 1,545,624	148,879
預金の純増（△）減	750,000	320,000
貯金の純増減（△）	676,134	△ 879,520
信用事業借入金の純増減	－	－
その他信用事業資産の純増減	249	1,803
その他信用事業負債の純増減	22,790	△ 33,988
（共済事業活動による資産及び負債の増減）		
共済貸付金の純増（△）減		
共済借入金の純増減（△）	－	－
共済資金の純増減（△）	△ 7,426	△ 2,610
未経過共済付加収入の純増減	△ 2,370	△ 6,866
（経済事業活動による資産及び負債の増減）		
受取手形及び経済事業未収金の純増（△）減	26,347	△ 33,267
経済受託債権の純増（△）減		10,839
棚卸資産の純増（△）減	35,084	△ 20,032
支払手形及び経済事業未払金の純増減（△）	△ 42,741	47,292
経済受託債務の純増減（△）	－	－
（その他の資産及び負債の増減）		
その他の資産の純増減	△ 1,961	△ 14,067
その他の負債の純増減	18,467	△ 27,844
未払消費税等の増減額	15,807	△ 720
信用事業資金運用による収入	140,798	258,341
信用事業資金調達による支出	△ 20,193	△ 28,883
共済貸付金利息による収入		
共済借入金利息による支出		
事業分量配当金の支払額	△ 11,068	△ 11,234
小　　計	△ 16,861	△ 475,836
雑利息及び出資配当金の受取額	22,765	39,154
雑利息の支払額	－	－
法人税等の支払額	△ 530	△ 893
法人税等の還付額	△ 284	△ 1,871
事業活動によるキャッシュ・フロー	5,090	△ 439,446

科　　目	Ｒ２年度 （自　令和2年4月1日 至　令和3年3月31日）	Ｒ３年度 （自　令和3年4月1日 至　令和4年3月31日）
２　投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	－	－
有価証券の売却による収入	－	－
補助金の受入れによる収入	－	－
固定資産の取得による支出	△ 43,789	△ 93,550
固定資産の処分による支出	2,500	△ 3,459
固定資産の売却による収入	2,252	852
外部出資による支出	△ 10	△ 60
外部出資の売却等による収入	1,996	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 37,051	△ 96,217
３　財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	－	－
出資の増額による収入	－	－
出資の払戻しによる支出	△ 5,150	△ 1,882
持分の取得による支出	△ 1,700	－
持分の譲渡による収入	1,148	3,707
出資配当金の支払額	△ 2,448	△ 2,436
少数株主への配当金支払額	－	－
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 8,150	△ 611
４　現金及び現金同等物に係る換算差額	－	－
５　現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	△ 40,111	△ 536,274
６　現金及び現金同等物の期首残高	559,273	1,024,155
７　現金及び現金同等物の期末残高	519,162	487,881

４．注記表

（１）重要な会計方針に係る事項に関する注記

一．有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

その他有価証券（市場価格のない株式等）：移動平均法による原価法

二．棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品…総平均法にもとづく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他の棚卸資産…総平均法にもとづく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

三．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成 10 年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月１日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法）を採用しています。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しています。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

四．引当金の計上基準

貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近３年間の返済実績と将来３年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しております。

賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

五．収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に買取販売及び受託販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④利用事業（育苗センター）

農業生産に必要な水稲苗及び野菜苗を生育または共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤利用事業（ライスセンター）（野菜予冷）（葬祭）

米乾燥調製施設、野菜保冷貯蔵庫、葬祭施設等を設置して共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は各施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥利用事業（機械化銀行）（リース）

農業生産に必要な農業用機械・農業用設備を組合員に代わって購入し、組合員に賃貸する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、目的物を導入して貸し出す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は各目的物の貸出期間が経過した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑦利用事業（土柱の里）（夢市場）

農産物直売所を運営し、組合員の生活に必要な物資の供給及び組合員が生産した農畜産物を販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑧指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

六．消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

七．計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しています。よって、各項目の合計額と合計欄の数値とは必ずしも一致しません。

八．その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、

事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した金額を記載しております。
②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

（２）会計方針の変更に関する注記

一．収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。
収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。
①代理人取引に係る収益認識
財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。
収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額はありません。この結果、当事業年度の購買事業収益および購買事業費用が 255,144 千円それぞれ減少しています。また、これによる購買事業総利益、事業損失、経常損失及び税引前当期損失への影響はありません。

二．時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

三．棚卸資産の評価方法の変更

購買品の評価方法は、従来、移動平均法によっていましたが、令和３年４月１日を期首とする JA 合併に際して旧 JA の評価方法を揃えることでより精緻な原価管理を行うことを目的として、当事業年度から総平均法に変更しました。当該会計方針の変更は JA 合併に関連して基幹システムを統一・変更したことを契機としており、期首から将来にわたり総平均法を適用しています。なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響額は軽微です。

（３）会計上の見積りに関する注記

一．繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額　17,937 千円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、次年度以降において未使用の税務上の繰越欠損金および将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度額として行っています。
次年度以降の課税所得の見積りについては、令和 4 年 4 月に作成した中期経営計画を基礎として、

当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。
しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

二．固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額　45,411 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。
減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。
固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和４年４月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。
これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

（４）貸借対照表に関する注記

一．資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 846,704 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物　398,058 千円　　機械装置　326,140 千円　　その他の償却資産　122,505 千円

二．担保に供している資産

資産名	金額（単位：千円）	担保の目的
信連定期預け金	700,000	為替担保
〃	5,050,000	相互援助担保
〃	750,000	当座借越

なお、上記担保提供資産に対応する債務はありません。

三．役員との間の取引による役員に対する金銭債権・金銭債務

理事、及び監事に対する金銭債権・金銭債務はありません。

四．信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(ｉ)から(ⅳ)までに掲げるものの額及びその合計額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 81,736 千円、危険債権額は 23,724 千円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額はありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 105,460 千円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

五．土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年３月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

●再評価を行った年月日　　平成 14 年３月 31 日
●再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額　　292,679 千円
●同法第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年３月 31 日公布政令第 119 号）第２条第３号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

（５）損益計算書に関する注記

一．減損会計に関する事項

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。
本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。
当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場　所	用　途	種　類	その他
旧林支所	遊休	土地	業務外固定資産
旧久勝支所	遊休	土地	業務外固定資産
旧八幡支所	遊休	土地	業務外固定資産

②減損損失の認識に至った経緯
旧林支所、旧久勝支所、旧八幡支所の資産は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。
③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳
旧林支所　　24,704 千円（土地）
旧久勝支所　　20,124 千円（土地）
旧八幡支所　　582 千円（土地）
合　　計　　45,411 千円（土地 45,411 千円）
④回収可能価額の算定方法
旧林支所、旧久勝支所、旧八幡支所の資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されております。

（６）金融商品に関する注記

一．金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を徳島県信用農業協同組合連合会へ預けることによる運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア．信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、審査課を設置し金融課との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己審査の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ．市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.10%下落したものと想定した場合には、経済価値が 137 千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ．資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

二．金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
預金	43,522,491	43,522,864	373
貸出金	4,661,334		
貸倒引当金(*1)	△35,638		
貸倒引当金控除後	4,625,695	4,691,403	65,707
資産計	48,148,186	48,214,267	66,080
貯金	49,460,159	49,461,551	1,392
負債計	49,460,159	49,461,551	1,392

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア．預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ．貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア．貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	3,309,448
合計	3,309,448

(*1)外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号　2019 年７月４日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

④金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	43,522,491	－	－	－	－	－
貸出金 (*1、2)	612,709	391,476	290,661	251,825	289,541	2,771,009
合計	44,135,200	391,476	290,661	251,825	289,541	2,771,009

(*1)貸出金のうち当座貸越 161,507 千円については「1 年以内」に含めています。

また、期限のない場合は「5 年超」に含めています。

(*2)貸出金のうち、３ヵ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 54,111 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金(*1)	44,450,442	2,091,502	2,598,374	59,240	256,559	4,040
合計	44,450,442	2,091,502	2,598,374	59,240	256,559	4,040

(*1)貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

（７）退職給付に関する注記

一．採用している退職給付制度

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度及び全共連との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

二．退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	44,202 千円
退職給付費用	8,260 千円
退職給付の支払額	△22,280 千円
確定給付企業年金への拠出金	△3,754 千円
期末における退職給付引当金	26,429 千円

※特定退職金共済制度への拠出金 25,890 千円は、厚生費で処理しています。

※期首における退職給付引当金は合併後の残高を記載しております。

三．退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	414,284 千円
特定退職金共済制度	△272,558 千円
確定給付企業年金制度	△115,296 千円
未積立退職給付債務	26,429 千円
退職給付引当金	26,429 千円

四．退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	8,260 千円

五．特例業務負担金の将来見込額

法定福利費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 6,324 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示され令和４年３月末現在における令和 14 年３月までの特例業務負担金の将来見込額は 65,351 千円となっています。

（８）税効果会計に関する注記

一．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産　（単位：千円）

貸倒引当金超過額（一括）	14,924
退職給付費用否認額	7,310
役員退任慰労引当金	862
賞与引当金否認額	4,688
睡眠貯金	198

資産除去債務	1,644
貸倒損失金	3,756
未払金職員社会保険料未納	740
野神土地交換（町）	6,159
貸出金等未収利息（未計上分）	3,402
建物（減損損失）	8,581
税務上の繰越欠損金	58,725
繰延税金資産小計	110,994
評価性引当額	△93,057
繰延税金資産合計（A）	17,937
繰延税金負債	
繰延税金負債額合計（B）	－
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	17,937

二．法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な要因

当期は税引前当期損失を計上しているため記載を省略しております。

（９）合併に関する注記

当事業年度において、吸収合併対象資産の全部について、当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われております。

一．吸収合併消滅組合の名称

阿波郡東部農業協同組合　市場町農業協同組合

二．吸収合併の目的

合併メリットを最大限に発揮し、健全な経営を基に組合員の営農と生活の向上を図り、その活動を通じて地域社会に貢献します。

三．吸収合併日

令和３年４月１日

四．吸収合併存続組合の名称

阿波町農業協同組合（令和３年４月１日より阿波市農業協同組合へ名称変更）

五．合併比率及び算定方法

３組合による対等合併

六．出資一口当たりの金額

1,000 円

七．吸収合併消滅組合から承継した資産、負債、純資産の額及び主な内訳

資産　26,702,787 千円（うち預金 22,393,718 千円、貸出金 1,669,996 千円、経済事業未収金 135,702 千円）
負債　24,959,534 千円（うち貯金 24,479,087 千円）
純資産　1,743,252 千円（うち出資金 358,885 千円）
なお、これらについては帳簿価格で評価しております。また、会計処理方法等は統一しております。

（１０）収益に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）
「重要な会計方針に係る事項に関する注記五．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（１１）その他の注記

一.「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

１．当該資産除去債務の概要
当組合の集出荷場及び農業倉庫等の一部にアスベストが使用されており、将来的に当該施設を撤去する際には、アスベスト飛散防止措置義務に関した費用の発生が見込まれるため、当該費用相当額を資産除去債務として計上しています。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法
当該施設は経済的耐用年数が経過後であるため、割引率等の算定は省略し、飛散防止措置に係る費用相当額を見積もり計上しています。

３．当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減
当期は増減ありません。

５．剰余金処分計算書

（第１年度）

（単位：円）

科　　目	金　　額
１．当期未処分剰余金	510,703,262
２．剰余金処分額	8,003,065
(1)出資配当金	8,003,065
３．次期繰越剰余金	502,700,197

(注)１．出資金配当は年１％の割合です。
　　ただし、年度内の増資及び新加入については月割計算とする。

＜別表＞

※目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準

（単位：千円）

種　　類	積 立 目 的	積立目標額	取 崩 基 準	当期末残高
肥料協同購入積立金	肥料価格の期中変動があった場合、農家負担の軽減をはかり、農家の経営安定に資することを目的とする。	1,162	肥料価格が期中上昇し、農家に相当の負担が発生する場合、全農（県本部）の通知に基づき積立金を限度として、価格上昇相当額を取り崩す。	1,162
情報システム基盤強化積立金	ＪＡ総合情報ｼｽﾃﾑ及び農協系統信用ｼｽﾃﾑの移行に充てるため。	100,000	ＪＡ内の情報ｼｽﾃﾑ及び農協系統信用ｼｽﾃﾑ又は、ＪＡ内電算ｼｽﾃﾑの整備に伴い必要な支出が発生したとき、その支出に応じた減価償却費相当額を年度の決算期に取り崩す。	70,000
葬祭施設改修積立金	葬祭施設の改修又は更新等の整備を図る。	100,000	支出があった年度の決算期に、当該支出に応じた減価償却費相当額を取り崩す。	45,000
ｶﾞｿﾘﾝｽﾀﾝﾄﾞ施設更新積立金	ｶﾞｿﾘﾝｽﾀﾝﾄﾞの施設更新を図るため。	150,000	支出があった年度の決算期に、当該支出に応じた減価償却費相当額を取り崩す。	115,000
ﾗｲｽｾﾝﾀｰ施設改修積立金	ﾗｲｽｾﾝﾀｰ施設の改修工事費及び施設の更新、整備を図る。	200,000	支出があった年度の決算期に、当該支出に応じた減価償却費相当額を取り崩す。	190,000
育苗施設取得積立金	育苗施設等の取得及び更新、整備に充てるため。	150,000	支出があった年度の決算期に、当該支出に応じた減価償却費相当額を取り崩す。	125,000
集出荷施設取得積立金	集出荷施設の取得及び改修の費用等に充てるため。	300,000	支出があった年度の決算期に、当該支出に応じた減価償却費相当額を取り崩す。	115,000
経営安定対策積立金	財務基盤を強化し経営の安定化を図るため。	200,000	地震等の自然災害が発生したときに多額の費用が発生したとき、又は、会計基準等への対応により、多額の費用が発生したとき、又は債権等資産の償却により多額の費用が発生したときに取り崩す。	143,000
合　　計		1,201,162		804,162

６．部門別損益計算書

（単位：千円）

区分	算式	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	2,283,254	268,602	202,642	1,243,633	563,017	5,356	
事業費用	②	1,524,824	43,650	12,099	1,011,725	454,246	3,100	
事業総利益	③＝①－②	758,430	224,951	190,542	231,908	108,771	2,255	
事業管理費	④	810,236	119,203	155,028	288,830	212,927	34,248	
（うち人件費　※）	－	(516,519)	(82,095)	(109,849)	(189,575)	(132,884)	(2,116)	
（うち減価償却費※）	－	(96,653)	(6,891)	(5,629)	(64,695)	(18,095)	(1,343)	
うち共通管理費	⑤	－	26,155	27,110	43,830	19,586	2,747	▲ 119,428
（うち人件費　※）			(16,126)	(16,715)	(27,023)	(12,076)	(1,694)	
（うち減価償却費　※）			(1,749)	(1,812)	(2,930)	(1,309)	(184)	
事業利益	⑥＝③－④	▲ 51,806	105,749	35,515	▲ 56,922	▲ 104,156	▲ 31,992	
事業外収益	⑦	47,879	10,485	10,869	17,572	7,852	1,101	
うち共通部分	⑧		10,485	10,869	17,572	7,852	1,101	▲ 47,879
事業外費用	⑨	2,629	576	597	965	431	60	
うち共通部分	⑩		576	597	965	431	60	▲ 2,629
経常利益	⑪＝⑥＋⑦－⑨	▲ 6,556	115,658	45,787	▲ 40,315	▲ 96,735	▲ 30,951	
特別利益	⑫	14,440	3,163	3,278	5,299	2,368	332	
うち共通部分	⑬		3,163	3,278	5,299	2,368	332	▲ 14,440
特別損失	⑭	69,447	15,210	15,764	25,487	11,389	1,597	
うち共通部分	⑮		15,210	15,764	25,487	11,389	1,597	▲ 69,447
税引前当期利益	⑯＝⑪＋⑫－⑭	▲ 61,564	103,611	33,301	▲ 60,503	▲ 105,756	▲ 32,216	
営農指導事業分配賦額	⑰		12,531	6,798	9,665	3,222	▲ 32,216	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益	⑱＝⑯－⑰	▲ 61,564	91,080	26,503	▲ 70,168	▲ 108,978		

(注)⑤⑧⑩⑬⑮は、各事業に直課できない部分です。

○ 共通管理費等の他部門への配賦基準
　｛人頭割（100%）＋事業総利益割（100%）｝÷2の率による。
○ 営農指導事業（損失）の他部門への配賦基準
　応益割50%（信用事業5%、共済事業5%、農業関連事業30%、生活その他事業10%）と事業損益割50%による。

○ 他部門への配賦割合

	信用	共済	農業関連	生活その他	営農指導	計
共通管理費等	21.9%	22.7%	36.7%	16.4%	2.3%	100.0%
営農指導事業費	38.9%	21.1%	30.0%	10.0%		100.0%

（注）上記の（部門別損益計算書の）事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。
一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益（事業収益24,157千円、事業費用24,157千円）を除去した額を記載しています。
よって、両者は一致しておりません。

７．財務諸表の正確性等にかかる確認（要請及び取り組み方針）

確認書

１　私は、当ＪＡの令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。

２　この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。

⑴　業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。

⑵　業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。

⑶　重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和４年７月２０日
阿波市農業協同組合
代表理事組合長　前田安夫

８．会計監査人の監査

令和３年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第３７条の２第３項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。